

豊川市保健対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、豊川市保健センターの運営及び市民の健康づくりに関する重要事項（他の附属機関の所管事務に属する事務を除く。）を審議企画するため、豊川市保健対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 地区衛生委員組織の代表者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

(任期等)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会には、会長を置き委員の互選による。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の議会は、会長が召集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させその意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、協議会に諮って定める。

2 協議会の庶務は、豊川市保健センターが担当する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。